

長野県環境審議会議事録

日 時 平成30年3月13日(火)

午前10時～午後0時6分

場 所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司会	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第7回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の今井です。よろしくお願い致します。</p> <p>初めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、唐木一直委員、北村智委員、福江佑子委員、岩田美幸委員、また、急遽、名簿では出席となっておりますが、中山隆治委員から欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>5名の欠席となりますので、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者14名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、会議次第と出欠名簿の他に、事前に送付しております資料1から資料4、平成29年版長野県環境白書及びその概要版です。なお、差し替え資料として、資料2-1、資料2-2を机の上に配布しておりますので確認をお願いします。</p> <p>次に、本日の議題ですが、審議事項といたしまして、「水道水源保全地区における行為の事前協議について」及び「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定について」の答申が2件、報告事項といたしまして、「長野県環境エネルギー戦略の中間見直しの結果について」「平成29年版長野県環境白書について」及び「平成30年度環境部及び林務部の当初予算（案）の概要について」の3件です。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、環境部長から挨拶を申し上げます。</p>
関部長	<p>おはようございます。年度末の何かとお忙しい中お集まりいただき、感謝申し上げます。本年度、最後に予定している環境審議会の開催ということで、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>先ほど進行からも説明がありましたとおり、本日は第7回の審議会ということで、今年度は非常に多くの審議を重ねてきていただいております。ちなみに昨年度は4回の審議会でしたが、今年度は県の全体の総合5か年計画の策定がありまして、あわせて環境</p>

関連の計画についてもいくつか策定の作業があったこともあり、非常に何度も積極的なご議論を重ねていただきました。本当にありがとうございました。

県の総合5か年計画の方も、今回、2月県議会の方で現在審議をお願いしておりますけれども、「学びと自治の力で拓く新時代」ということで、これから、30年度から5年間の長野県のあり方、そして、どういったものに力点を置いて施策を進めていくのかといった観点から計画の案をとりまとめまして、議会での議論をお願いしております。今議会での議論を踏まえまして、今年度末には県としての計画策定を行ってまいりたいと考えております。その中には私共環境関連、環境部のみならず、各部局を挙げて取り組む環境関連の施策についても、前回ご議論をいただきまして、環境基本計画の案ということで答申をいただきました。

答申に沿いまして、これも同様に県議会で議論をしていただいておりますけれども、今年度末には環境基本計画という形で県としてとりまとめを行いたいと思っております。そういった意味ではSDGsの観点から環境基本計画を全面的にご議論いただいたわけですが、SDGsの観点は、環境基本計画のみならず、県全般の総合5か年計画の中でも大きく反映をさせていただいておりますし、実際に実行の中でも力を入れて取り組んでいきたいと思っております。そのような中、当審議会でそのようなSDGsの観点を踏まえた様々ご議論をいただきました意見を県の施策にももっと反映をさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

今回は「水道水源保全地区における行為の事前協議」「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）」の2つの答申案についてご審議をお願いいたしますほか、報告案件等、数多くございます。時間が限られておりますが、ぜひ忌憚なくご意見をいただきまして、より良いものが出来上がるようにご審議をお願いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、打越綾子委員と大島明美委員に願

いしたいと思います。

それでは議事に入ります。始めに審議事項ア「水道水源保全地区における行為の事前協議について」の答申案でございます。

本件は、長野県水環境保全条例第12条第2項の規定により当審議会に意見をきかれていますもので、昨年4月に諮問され、その後、専門委員会において検討をいただき、1月の審議会で中間報告をいただいたところです。

本日は専門委員会の真柄泰基委員長に出席いただいておりますので、まずはご説明をいただき、その後幹事から説明をいただくこととしたいと思います。ではお願いいたします。

真柄委員長

ただ今ご紹介いただきました「水道水源保全地区における行為の事前協議専門委員会」の委員長を務めております真柄でございます。よろしくお願いいたします。

去る1月22日に当審議会で中間報告を行いました。その後、いただきましたご意見を踏まえまして、2月13日に第5回専門委員会を開催し、答申案のとりまとめを行いましたのでご報告いたします。

答申案につきましては手元に配布されている資料1でございますので、1に沿って説明させていただきたいと思います。

最初の「水道水源への影響について」でございますが、事前協議書、又、追加調査によりまして、南木曾町（妻籠）水道水源の地下水涵養経路と中央新幹線の計画路線付近の地下水涵養経路には、ある程度差ができるというふうに考えられますが、破碎帯が集中している地域でございますので、トンネル工事に伴って大量出水が生じた場合、水源に影響が及ぶ可能性も否定できないということでもあります。又、トンネル工事による水道水源への影響の有無やその程度につきましては、現状では明確に判断することは困難であるという考えに至っております。

そのため、トンネル工事に当たりましては、先進ボーリングを実施し、又、観測井を設けまして、その観測井での水位観測による影響評価、又、水位低下が生じた場合に、施工方法を再検討する、あるいは代替えの水源を整備し、そこからの供給等の対策が必要と考え、同意するには、次のような条件を付すべきとなったわけです。

2の「同意する際の条件」についてであります。まず水量につきましては、

- ・南木曾町が妻籠水道水源として必要としている最大取水量を確保すること。

モニタリング調査につきましては、

- ・浅層、浅い地下水層の観測井と中央新幹線の計画路線付近の深

層、深い地下水層の観測井をそれぞれ設置して観測体制を強化すること。

・又、妻籠水道水源の湧水量を把握するなどトンネル工事による影響の有無を確認できる体制を整備すること。

・又、観測井の水位につきましては、施工前、施工中あるいは施工後一定期間観測を行うこと。

続きまして、施工についてであります、

・事前協議書及び関係法令等に基づきまして、妻籠水道水源に影響が生じないような施工、工事を行うように努めること。

・又、専門委員会に提出された施工フローに基づき施工することを原則とすること。

・又、万が一影響が生じた場合、施工及びモニタリング方法についてどのような対策を行うか予め検討し、確保しておくこと。

・又、それでも影響が生じた場合には、速やかに南木曾町及び長野県に報告するとともに必要な対策を実施すること。

といたしました。また、情報提供につきましては、

・工事に関する緒情報は積極的に提供するとともに、南木曾町と情報提供の方法、手段等についてあらかじめ取り決めを行っておくこと。

・又、トンネル工事による発生リスクを整理し、そのリスクの要因に対応できるような対策を地元の説明すること。

でございます。また、さらにつけ加えまして、その他として、

・事前協議書に記載している事項と状況が大きく変わる又はその恐れがある場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告すること。

・又、南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。

・又、南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること。

と、以上 13 項目を条件といたしました。

また、「付帯意見」といたしましては、

・JR東海は、地理・地質的な制約から本水道水源地区内を通過するルートを選定せざるをえなかったこともあり、水道水源に影響のないよう最善の策を講じるとともに、町及び住民との信頼を構築していくようにするべきである。

・又、県におきましては、JR東海に対してトンネル工事の進捗状況について報告を求め、必要な助言ができる体制を整備しておいていただきたい。

ということでございます。

私からの説明は以上ですが、なお、全国簡易水道協議会の岐阜県の関係者を通じまして、長野県から中津川市に越県合併しました旧山口村、山口地区の状況につきまして問い合わせをしました。そ

の結果、山口地区の簡易水道の水道水源地区におきましても、ただ今ご報告いたしました南木曾町の水道水源の保全地区のとおり専門委員会で議論したのと同様な内容で中津川市とJR東海が協議を進めている旨ご報告いただきました。そういう意味では、私共長野県水道水源保全地区における行為の事前協議専門委員会が、中津川市の旧山口村の方々にも貢献し、参考になったということで大変感謝されておりました。参考資料については、事務局から説明いたします。

中山水大気
環境課長

水大気環境課の中山と申します。私の方から付随した資料について説明させていただきます。3頁から5頁までは専門委員会で議論いたしました基本事項ということで、中間報告で提示したものをとりまとめたものでございます。

次7頁の参考1でございますが、これにつきましては、本事前協議に係ります検討経過をとりまとめたものでございますので、ご確認いただければと思います。

次に、8頁の参考2をご覧くださいと思います。ここでは「水道水源保全地区の施工フロー」を載せてございます。前回の環境審議会でのご指摘、このフローにつきましては水位変化があった時の対応について検討が必要というご意見をいただきました。その意見を踏まえまして見直しを行ってございます。前回からのフローの変更点でございますが、中段のところをご覧くださいと思いますが、先進ボーリングで進めた時に、例えば水位が変化した時に、観測体制をどうするかということで載せてありますが、左から2番目のひし形のところ「・深井戸水位低下、・浅井戸変化なし、・水源変化なし」のところの水位観測を観測Bにしております。以前は観測Aということで、右上に書いてありますが、1日1回の測定だったものを観測Bということで1日4回の観測体制に強化をしているところでございます。その右隣のところですけど、水位観測が観測Cになっております。これも前回はBでしたが、Cにすることでこれも観測強化をしたものであります。それから、その下の下段のところでございますが、左から3つ目のひし形の下のところ、米印で「(※) 施工方法を再検討」という形で書いてございます。この場合は、「・深井戸水位低下、・浅井戸水位低下・水源変化なし」の状況でございますが、この段階で浅井戸に水位低下が見られました場合には、施工方法を再検討ということで付け加えております。この施工フローが、先ほどの同意条件のところ「専門委員会に提出した施工フローに基づき」の条件になっております。

次に、9頁の参考3をご覧くださいと思います。これにつきましては、1月の環境審議会におきまして「第1・第2水源の涵養

量に対する取水率について、基となった具体的なデータをお知らせいただきたい。」というご意見をいただきました。これにつきましては、専門委員会へJR東海から想定涵養量の計算過程の提出がありまして、これにつきましても専門委員会で確認したところでございます。

最後に10頁でございますが、「長野県水環境保全条例」についてあらためてご説明させていただきます。

12条のところ、今回水道水源保全地区において、次に掲げる行為、今回の場合につきましては1ヘクタール以上の土地の形質変更にあたりますが、その行為をしようとする者については、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならないということであり、第2項で協議があったときは、関係市町村長及び環境審議会の意見を聴かなければならないということで、本審議会の意見を聴いているところでございます。3項のところ、同意につきましては、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付すことができる形でございます。

13条でございますが、同意に付せられた条件に違反した者に対しては、その行為の中止、あるいは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合については、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じることができる規定になってございます。

14条でございますが、これは、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、知事においては、報告の徴収、立ち入りできることになっております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。ただ今説明をいただきましたけれども、今日は答申案ということで、最終的に案を取る作業となりますので、何か心に引っかかる点等がありましたら出していただいて、ご議論いただければと思っております。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。はい、打越委員どうぞ。

打越委員

審議会として、県の意見として13個条件を付けるという趣旨もよく理解して、また、表現としてもとても禁欲的な表現で条件を書いているのかなと思うのですけれども、少しこの表現でいいのかな、よくわからないなというところ、2か所伺いたいと思います。

資料の2頁の(5)その他のイですけれども、「南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。」というところなんですけど、このできる限りというのは、表現としてあいまいなのかなと感じまして、例えば「立入の求めが

あった場合は応じること。ただし、明示的な支障がある場合は話し合うこと」なりにして、立入を認めるのが原則であって、もしも認めない場合には、明示的な説明をすることをJR東海側に責任としてかぶせるのかというところで、ここは表現をどうしたらいいのかなと思いつながりながら読んできました。

それからもう1点目は同じくウなんです、「南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること」、確認を行うように努めるということはどういうことなのか。南木曾町から何か言われたら、確認を行う、情報提供を行うとか、対策を講じるとかはわかるんですが、確認を求める側が南木曾町かなと思いついたので、この確認を行うというのはどういうことなのかを具体的に伺えればと思います。

平林議長

ありがとうございます。2点ご質問いただきました。幹事から説明をお願いします。

中山水大気
環境課長

まず、イの方でございます。これにつきまして、立入につきましては、基本的には認めてもらいたいということでの条件でございますが、危険な場合につきましても全て立入ができるという状況でないこともあろうかと思っております。そういった意味で、立入ができる範囲であれば、出来る限りの立入を求める、これについて応じてもらいたいという趣旨で書いたものでございます。今回この条件につきまして、先ほど条例の方で説明させていただきましたが、この条件に違反する形になりますと、中止命令がかけられるような強い条件になってございますので、ここで立入を全て認めるというような表現になってしまったときに、生命上の危険があった場合の拒否をした場合、曲解すると中止までいってしまうことも可能性としてはあり得るという中で、努力規定的なところで表現とさせていただいたところでございます。

それから最後ウのところでございますが、この文書による確認ということにつきましては、南木曾町の方から書面による確認行為をしてほしいという意見がありましたものでしたから、そういうものを受けての表現とさせていただいたものです。

真柄委員長

イのところでございますが、トンネル工事箇所という条件になっておりますが、トンネル工事箇所というのはトンネル工事を行っている場所ということで、トンネルの中も入っていますし、トンネルに入る斜坑ですとか、周りの材料置き場とか、いろんな箇所があります。そういう訳でトンネルの中、ましてや出水しているようなところに入るといったことは困難なことがございますので、そう

<p>平林議長</p>	<p>いう意味で時系列的な、時間的な差も生じることも想定して、出来る限りという表現とさせていただきます。</p> <p>ウのことにつきましては事務局から回答したとおりでございます。あくまでもその他事項は、上記の(5)以前で書いている事項を補足するような観点で掲げられておりました。保全につきましても最低取水量を確保することとか、モニタリング調査をすることとか、いろんな条件を付した上で、専門委員会としては念のためにその他を付けさせていただきますというところでございます。</p> <p>打越委員がおっしゃった内容は、今説明いただいた内容と本質的にはほとんど一緒だと理解しておりますので、特に問題ないかと思っております。他にいかがでしょうか。</p>
<p>備前委員</p>	<p>今説明いただいたところなんですが、私も気になったところなんです。付帯意見3のところでも、「JR東海は、地理・地質的な制約から本水道水源地区内を通過するルートを選定したもの」ということで、前回もなぜもっと南に行かないのかということも含めて、長野県が条例で網をかけたところを選定したわけですので、私は(5)イ、ウのところ、あいまいな表現という話もありましたけれども、立入の求めがあった場合は、やはりここを選定してきたのはJR東海側でありますから、そういったところに町なり県も一緒になっていくべきだと思いますけれども、求めがあれば入れるようにしておくことを担保しておく必要があると思って、それと同時にウのところも「確認を行うように努めること。」と努力目標ですよ。やらなくてもよいことになるので、やはりこれは先ほどお話ししたようにJR東海がここを通すと判断しているわけですので、町民の皆さんや県を含めて確認を行うようにすべきであるをお願いしたいなと私は思っております。</p>
<p>平林議長</p>	<p>今の件は先ほどの説明でよろしいですね。コメントとして承っておきます。続けて次の質問をどうぞ。</p>
<p>備前委員</p>	<p>1頁の水道水源への影響について、今、議会中で、以前の資料を持ってきていないのですが、JR東海の事前協議書の中でその百何頁かに水位への影響というところがあったんですけど、そこでは深層の新鮮岩内の透水係数を示して、地下水の流動はほとんどないと考え、こうしたことなどを根拠に、トンネル内に湧出する地下水による深層や浅層の地下水への影響は小さいと考えていると。また、一部破碎帯等では地下水へ影響を与える可能性があるというふうに記載されているわけですがけれども、この答申案になっ</p>

<p>真柄委員長</p>	<p>てきますと、「水源への影響を予測するには地下の断層破碎帯の分布と性状を把握することがきわめて重要だ」ということを謳っていただいているんですけど、この1の下から3行目、「しかし、トンネル工事による水源への影響の有無やその程度については、現状で明確に判断することは困難である。」ということで、事前協議書の見解と異なった書かれ方になっているんですけど、そうした整合性、それについてはどのように判断されたのか、その点について確認したいなど。</p> <p>それでは今の2番目のご質問につきまして、専門委員会での議論を踏まえて回答したいと思います。おっしゃるように事前協議書ではそのようなことが書かれておりました。ただし専門委員会で専門家の先生方も参加をして、事前協議書で掲げられているボーリングの場所は1本であるということ。それから表層の水である南木曾町の水道水を涵養している地区ではボーリングデータがないということで、事前協議書に掲げていることが、いわば第1次近似解であるというふうに判断いたしました。その上で、専門家の先生方のご意見を踏まえて、まったく可能性がないわけではないという意味で、工事によって影響があるかないかということをより詳細に把握できるようにさらに観測井を増やすと、増やした上で観測井の水位とかを把握しながら工事を行うという観点でこのような報告にさせていただいたということでございます。</p>
<p>備前委員</p>	<p>非常に十分な状態での事前協議書でないということを含めて記載されたということですけども、前回も観測井戸が足りないというところでお話しさせていただいたんですけど、2の同意する際の条件というところで、1つはトンネル内の湧水についてはモニタリングというか観測についてはどのようにここでは考えていらっしゃるのか。観測井戸についてはそういう形でやるんですけど、トンネル内の湧水についてはどのような形で。</p>
<p>真柄委員長</p>	<p>トンネル内で湧水が発生した場合は当然のことながら、それは測定されていると、いわゆるトンネル工学の常識として、湧水を測定している。なおかつその湧水量に差異があるかないかというのはトンネルの全量の関係からも測定されるものといった前提に立っております。</p>
<p>備前委員</p>	<p>そうすると、今回私も施工フローというところで、観測体制、改定を加えて、ランクをA, B, Cと分けて、確かに降水量とか、雪が融けるとか様々な要因で変動していくと思うのですけれども、季節的な変動等もあると思うのですけれども、工事が始まる時</p>

<p>真柄委員長</p>	<p>にリアルタイムで取っていくのが必要ではないのかなと思うのですが、結果的には非常に粗いデータでいってしまうと、微細の変化というのが取られなくなってしまう心配があるのですが、その辺はどうでしょう。</p> <p>この参考2の施工フローは、これからボーリングをした場合のこととして、委員がおっしゃたように南木曾町の水道水源での湧水量については測定しておくべきだというのは当然のことだというふうに考えております。この答申には書いてはございませんが、専門委員会の席で南木曾町の水源における流量の観測体制、設備も含めて必ずしも十分でない、できるだけ速やかに連続測定、なおかつ、数字情報として出るような努力をしてくださいということは申し上げております。</p>
<p>備前委員</p>	<p>そうすると測定は連続測定していて、たぶん信号でもってきて積算とかしていくということですね。</p> <p>もう一つ、付帯意見のところ、先ほどと同じところなんですけれども、(2)付帯意見ですので、こういう表現になってしまうのかもしれませんが、「県においては、JR東海に対してトンネル工事の進捗状況について報告を求め、必要な助言ができる体制を整備しておくことが望ましい。」と非常に弱い立場だなど、(1)の方で申しあげましたようにルートを選んできたのは事業者側でありますので、体制を整備していくということと、それから先ほど山口地区のお話もしていただいて、調べていただいて感謝申し上げたいと思いますけど、やはり山口側から掘っていくと向こう側に傾斜しているので、水が抜けると必ず長野県側から県外へ出てしまうと、この水は本来でしたらどこのものかわからないかもしれませんが、長野県側に戻すというようなそういった取り決めみたいな意見等は出ていなかったのか、その辺を教えていただければ。</p>
<p>真柄委員長</p>	<p>正直なところ、そこまでは検討しておりません。ただ、JR東海としては山口側の工区と長野側の工区と違うわけですが、出水したときは、工事自体もそうですし、その後の運用上の場合も地下水の量というのは重要な情報でございますので、当然情報は共有されるというふうに理解しております。また、委員がおっしゃられたように工事後トンネルが定量的に出水している水が良質な場合は貴重な水源にもなりますし、一方であの破碎帯の地区は人が涵養している地下水が多いので、かえって処理することにコストがかかるなということもありますので、それは将来そういった出水があった場合どうするのかということは今後の課題になるだろうと</p>

	<p>いうふうに私共専門委員として考えております。ただ、最初に申し上げましたように、いずれにしてもJR東海が事業者でございますし、出来た時のいい場合も悪い場合もそれなりに対応されて、長野県なり岐阜県なりと協定されるというふうに考えております。</p> <p>ご承知のように地下水につきましては、現在のところ法制度、整備されておられません。水循環基本法の中で地下水のことについて法律的なあるいは制度的な体制を整えようということが現在検討されておりますが、まだ十分いたっておりませんので、地下水につきましては、どこの地権者のものなのか現在研究してますので、将来水循環基本法の中で地下水の利用について制度を整えば、その段階で皆さんが関係の地権者と協議されてそれなりの対応をされると私としては考えております。</p>
備前委員	<p>ありがとうございます。そうすると法整備というところなんです。この5年より先ですか、突発性のアクシデントに対する対応も法律で、上位法がちゃんとしないと対応できないということになるのでしょうか。</p>
真柄委員長	<p>工事につきましては、中央道の恵那山トンネルでも出水していますし、その前ですと青函トンネルでもご承知のように大量の出水で工事の進捗が遅れたということがございます。そのようなこともあってトンネル出水についての対応はトンネル工学の分野でも大変重要な課題と私は理解しております。専門委員会の中の専門家もそのようなことを言っておられますが、短期的には当然水を止めないとトンネルが開通しませんので、その後でも出水してきた場合には、その出水をどのように管理するかというのがトンネル工学だけでなく、環境問題としても重要でございますので、基本的には湧水は対策した時には環境に影響がないように処理をして公共用水域に排出するという手段は、環境の規制法の法律の中で行われると考えております。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他の委員の方でご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
織委員	<p>私は専門委員会の委員でもありましたので、「南木曾町の立入の求めがあった場合に出来る限り応じること」という表現になった経過について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、長野県は水道水源の保全のために必要があると判断すれば、立入することができます。JR東海はそれに応じる義務があります。もしそれに応じない場合は、中止命令を含む工事の中断等の対応が執れますので、JR東海が長野県の立入を拒否するという</p>

ことは想定されないことかと思えます。そしてまた、長野県が立入に当たって、南木曾町の方を履行補助者とかそういった協力者という形で立ち入らせることも法律的に可能かと思えます。

今回のこの条例に基づく知事同意をする際の条件として、県は当事者ですのでもちろん当然立入ができます。南木曾町を県に準じる立場として独自の立入権というのを明記できないかということを検討したんですが、やはりそこはJR東海と南木曾町との話し合いにおいて、書面化されていくことではないかということで、県の専門委員会としては、「立入の求めがあった場合は出来る限り応じる」ということが最大限できることであって、南木曾町を当事者に準じる重要な立場の人として一歩踏み込んで、ここは条件として入れさせてもらったというふうに理解しています。

平林議長

ありがとうございます。補足のご説明をいただきました。他いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、いろいろ意見を出していただきましたけれども、他にご発言がないようですのでこの案件の取扱いについてお諮りしたいと思います。本件については委員の皆様からご意見いただいた部分について反映できるところは反映していただいて、それで答申という形にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。なお、字句等の修正につきましては会長一任という形でお願いできたらと思います。

一言だけ私の方で付け加えさせていただきたいと思いますが、水源への影響について、今委員の方からも「心配だ」というご意見もいくつか出されましたので、もし可能であれば、今後のモニタリング調査の結果について、この環境審議会の方へご報告いただくということを付帯意見として付けさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。そのような形式にしておくと、よりオープンな形になると思うのですが。そのようにしていただければ、この審議会としても時間を追ってきちんとフォローできると思います。私としてはそのような意味で、付帯意見を付けていただければと思います。いかがでしょうか。

はい。ではそのような形で案を消して、答申させていただきます。ありがとうございました。

平林議長

次に、審議事項イの「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定について」でございます。

本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するにあた

り、当審議会に意見を聞かれているものであり、昨年4月に諮問され、10月の審議会で中間報告をいただいたところです。

本日は特定鳥獣保護管理検討委員会の上原貴夫委員長に出席いただいておりますので、まずはご説明をいただき、その後幹事から説明をいただくこととしたいと思います。ではお願いいたします。

上原委員長

委員長の上原貴夫でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

議長から御紹介いただいたように、本審議会から付託をいただいております。その第二種特定鳥獣管理計画、今回は第3期イノシシ管理ということですが、その計画案及び主な検討経過をご報告申し上げます。

まず、最初に経過です。特定鳥獣保護管理検討委員会については、昨年7月から今年の1月までの間に2回、より専門的な検討を行うイノシシ専門部会、これを2回、併せまして合計4回開催しております。

また、先ほどお話いただきましたように、前回の環境審議会への中間報告の後に、計画案についての県民意見の募集及び関係機関への意見照会等を行い、いただいた意見についての検討も加えております。それらについてまとめたものが資料2-1です。

その中の主な検討内容といたしましては、まず前期の計画である第2期計画に基づき対策を実施した結果、県内のイノシシによる農林業被害は減少を続けているものの、県内全域に生息が確認され、引き続き防除対策を中心とした対策が必要との評価をいたしました。

このような状況ですので、これらを受け、第3期計画については、目的や基本方針、これらは踏襲し、「イノシシと人との緊張間のある棲み分け」これを図るとともに、「農林業被害の軽減」、それから「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図る。」これらを目的にしまして、「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた「総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施する。」ことといたしました。

このように考えておりますが、ただし、これまでの計画の実施体制の中心となっている「被害防除マップ」の作成とその活用がなかなか有効にされていない地域もあることから、地域の対策を支援する県の被害対策チームの役割等、こういったことについてより具体的な記載をいたしました。

利害関係者の方々からは、ニホンジカのように生息数の把握や捕獲目標の設定をすべき、との意見もいただきましたが、イノシシについては、個体数の増減が著しく把握が困難であること、本計画では必要な捕獲圧をかけることを否定するものでないこと、それ

から被害防除対策を捕獲に優先する方が望ましいこと等から、特段の変更を加えないことを確認いたしました。

また、近年の状況ですけれども、北アルプスの高山帯への進出が確認されていることにも注視するよう意見をいただきました。

こうしたものを踏まえました「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）」（案）を本日提出するものでございます。

詳細については、この後幹事から説明いたします。

以上 特定鳥獣保護管理検討委員会の検討経過についての報告とさせていただきます。

佐藤鳥獣対
策・ジビエ
振興室長

それでは、幹事の方からご説明させていただきます。

第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ保護管理）の策定について説明させていただきますが、先ほど委員長からご説明ありましたように、この計画については、鳥獣保護管理法に基づく制度でございまして、今回が第3期の切り替え段階となります。

第3期計画につきましては、ただいま委員長からご説明しましたように、第2期と大きく変わるものではございません。概要については2-2にまとめてございますが、詳細は省略させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。「1の計画策定の経過」に示しますとおり、4月25日の審議会での諮問以降、特定鳥獣保護管理検討委員会及び、同イノシシ専門部会で最初の検討をいただき、10月19日の審議会において中間報告をさせていただきました。それ以降、12月から翌1月にかけてパブリックコメント、関係機関協議を行い、それら意見も踏まえた上で、1月29日にイノシシ専門部会、1月31日に特定鳥獣保護管理検討委員会で再度検討をいただいた上で、今回お示しする計画書案を作成いたしました。

今回答申がいただければ、正式な計画として策定いたしまして、来年度当初からこれに沿ってイノシシ対策を進めていきたいと考えております。

2番の「環境審議会における中間報告時のご意見と対応状況」をご覧ください。中間報告の際にいただいたご意見とそれに対する対応状況です。基本的にはご覧のとおりですが、主な部分を説明させていただきますと思います。

一番上の欄につきましては、地域振興局ごとのビジョンを示すべきとのご意見でしたが、イノシシについては現在では既に全県に分布してしまっていること、地域毎の被害や対策も大まかに見た場合には大きな違いもないことから、特定鳥獣管理計画としては基本的な方針を示すものだという形にしたいと考えております。

なお、詳細で具体的な対応については、他所の地域の引き写しではなくオーダーメイドであるべきと常々考えております。

計画書の17ページ図7に示しておりますが、中央部分に「地方保護管理対策協議会」という記載がございます。

地域振興局ごとに設定しております「地方保護管理対策協議会」において調整や連携を図ってまいりたいと考えています。

2-1の1ページの一番下の欄につきましては、単なる研修会ではなく、対策のフォローアップの目線を加えていくべきだというご意見ですが、野生鳥獣被害対策チーム発足時から、農閑期の冬の間に対策チーム間での事例発表、意見交換も実施してきており、その旨計画書に明記しました。

次のページをお願いします。大学やNPOの活用を、とのご意見につきましては、情報提供のみの記載でしたが、それのみでなく、専門性を生かして協力いただくという記載に改めさせていただいております。

次に、「3県民意見及び利害関係人等からの意見等に対する県の考え方」ですが、「県民意見の募集」、パブリックコメントにつきましては、12月中旬から1か月実施しましたが、応募はありませんでした。

利害関係人等としては、市町村を中心に10者から21件の意見がありました。

なお、同趣旨のものや軽微な語句修正は整理してありますので、表示されている意見数とは整合しませんがご容赦ください。

特に目立ったものとしては、ツキノワグマの錯誤捕獲に対する要望や、先程の委員長からの報告でもありましたように、生息数の把握や個体数管理についての意見もありましたが、法律上の整理や鳥獣ごとの考え方の違いなどの計画の基本となる部分について、引き続き周知を図ってまいりたいと考えています。

それらを踏まえて特定鳥獣保護管理検討委員会、イノシシ専門部会で検討いただき、資料2-3の計画書案を作成しました。

それでは、資料2-3をお願いします。中間報告からの主な変更箇所を説明いたします。

イノシシ部会のご意見をいただきまして、「3ページ、6の(1)生息状況」において、近年北アルプスの稜線でも確認されたことを追加するとともに、「11ページの上段、アンダーライン箇所」になりますが、今後の高山帯での状況を注視することを書き加えました。

なおここで、申し訳ありませんが、3ページの下線部分、「平成28年には」を「平成27年には」に修正願います。

具体的な被害、実際には掘り起しですが、確認されたのは平成28年ですが、センサーカメラで進出が確認されたのは平成27年でしたので、修正をいたします。大変失礼しました。

また、16ページ中段、イ農業者等において、その役割として、

今までは「自己防衛的被害対策を中心に行う。」としておりましたが、特定鳥獣保護管理検討委員会の中で、農業関係の委員から、農業者側にとっては非常に突き放されている感が強いとの意見がありましたことから、修文するとともに、15 ページの被害対策チームの役割に具体例を追加しました。

10 年前の第一期計画、このころは、まだまだ被害対策は行政や猟友会任せの傾向が強かったことから、きつめの表現になっていましたが、近年、対策の普及とともに被害者自らが被害対策にも関わることがある程度理解されてきましたので、表記を改めました。

次に、「11 ページ最下段、米印」になりますが、県としてはイノシシの計画だけでなくクマの計画においても、檻による錯誤捕獲対策として天井に脱出口を開けることを推奨してきております。

しかし、イノシシ部会において、「無事にエサを食べられることを学習して餌付いてしまうケースが近年話題になっている。」とのご意見をいただきましたことから、いわゆるトラップハッピーについても情報収集する旨を追記しました。

それ以外にも文言の修正を行っております。なお、今後の検討課題として計画書に反映しなかった意見につきましても、毎年開催するイノシシ専門部会に相談しつつ、実際の運用に合わせて検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。

ただ今、資料2の1～4までを説明いただきましたが、委員の皆様からご意見・ご質問等がございましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。はい、打越委員どうぞ。

打越委員

2点あります。まず、1点目が資料2-1の10月19日に出された意見への対応の一番上の「マップを作成するとともに、作成段階における集落住民、地域猟友会員等の被害対策に係る意識統一について記載した。」の箇所、今回修正された計画案の9ページの7のアンダーライン箇所についてであります。10月19日に配布された計画案に記載している文章と同一であり、既に記載があるので、付け加えたわけではないのかなと思います。

ただ、10月19日に配布された資料とは記述の順序が入れ替わっており、今回の計画書の方が、1～7とすっきりまとまっているので見やすい、あるいはラストに持ってきているからこそ、合意形成について印象に残る感じはありますが、いずれにせよ最後の7の一文についてはまるまる10月の資料に記載があるので、資料2-1の対応の「記載した」の箇所は修正し、「順序を入れ替えた」とした方が良いと思います。

2点目ですが、資料2-1の2ページ目で私が発言した内容で、大学・NPOとの協力について1行しか書いてないのはもったいないとお伝えしたところ、2行に、連携・協力という言葉が入ったということですが、イノシシの対策に限定して大学やNPOで県内にいろんな団体があるかという、イノシシは人気がなく、研究者という点で連携してくださる方を探すのはなかなか大変と思いますが、あの時私が意見を出したのは、生息環境整備、緩衝帯整備等、地域、あるいはハザードマップ作りをするときに、大学生などを巻き込むと、いつも同じメンバーで集まっている地域の集落に、大学生のボランティアを引き入れることで、みんなで緩衝帯整備しようという雰囲気ができてくるということを強く発言したと思っています。

実際、岩手大学などでは、クマやイノシシが出没するところに大学の学生さんがサークル活動のように来てくれて、それが地域を元気にしているという事例があったと思い、発言しました。

そういう意味では、大学やNPOとの連携に関して、情報共有と専門性というところをベースに2行に増えたのかと思いますが、そこに若い人たちがいて、世代間交流や協働というような要素をもう一言入れられると少し明るい雰囲気が出るかなと思った次第です。別に無理に主張するものではありませんが、以上2点です。

平林議長

今、2点ご指摘いただきましたけれども、幹事から説明いただけますでしょうか。

佐藤室長

1点目につきましては、順序を入れ替えただけではないのかとのご指摘ですが、強調するために文章の並びを整理させていただいたところですが、資料側の書き方が、そのように読めない部分があるかと思いますが、ご理解いただければと思います。強調したいとのつもりで修正させていただいたところです。

2点目につきましては、ご指摘の岩手大学の件や群馬県でも日本生命科学大学と協調している事例など、私どもも承知していますが、今のところ長野県にそれをやりに来てくれる方が思い当たらない部分がある中で、とりあえず、まず入り口として記載してあります。

また、資料2-1の4ページにもNPOの役割について書いてある部分もございまして、環境部の方で環境関係NPOとの連携に向けた動き等が随分ございます。

自然保護課で行っているきずなの関係の事業であるとか、そのような部分にも鳥獣被害対策分野としていくらか関わりをもたせていただく中で、より一層NPOとの連携、情報交換等についても模索してまいりたいとは考えております。

<p>打越委員</p>	<p>ただ、どこまでいけるかという部分が今の段階では明確に言えるものではないので、計画書についてはとりあえずこのような書き方にさせていただければありがたいかと思います。</p> <p>計画書で抑制的な書き方にとどめておくのは理解できる場所ですので、強く主張するものではないですが、1点、情報提供になります。緩衝帯整備に大学生を、ということで群馬県や岩手県などのお話がありましたが、緩衝帯整備というのはイノシシのみを対象とすることは大抵はなくて、ツキノワグマであるとかニホンジカとか、野生動物全般に関わると思います。</p> <p>そう意味で、イノシシでやっている事例は長野県内にあるかどうかは私も存じ上げていませんが、軽井沢の国有林で、私どもの地域の住民や行政職員や専門家団体や学生とともに緩衝帯整備を非常に大規模に行っておりまして、幅30m位で、長さにすると合計2km、3kmにわたって森林整備をしているところがあります。11年続けてきて、今年12年目になり、先日中部森林管理局の事例発表の際に、学生と地域の住民と専門家と行政職員との連携で緩衝帯整備を進めていて、実際それが、軽井沢ですので、ピッキオさんがツキノワグマでおられますけども、追い払い対策に非常に有効であると言っていたことで、中部森林管理局長の優秀賞をいただいたという経緯があります。</p> <p>ですから、長野県内で学生を使ってというのは結構あるんじゃないかと思います。また、林業大学の学生さん等、学生さん頑張っているところがあると思いますので、ぜひ長野県でも若い人を森林整備・有害鳥獣対策の過疎化が進む地域に入れ込んでいくという発想を持って受け入れていただきたいと思います。</p>
<p>上原委員長</p>	<p>追加です。大変貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>書き方としては、書かれているようにいたしました。長野県では、イノシシに限らずという言葉がありがたいと思いますけれども、例えばニホンザルですと、富士見では高校生と連携しております。</p> <p>今月3月7日に全国鳥獣被害対策サミットが農林水産省の本省で開かれまして、そこでは高遠の高校のアグリ班が被害対策を発表しておりました。</p> <p>このように大学生に限らず高校生も含めまして色々な活動をされている方がおられますので、手を繋げるところは繋いでやっていこうとは思っており、視野には入れさせてもらっています。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございました。ご意見をいただきましたので是非、よろしく願いいたします。</p>

他いかがでしょうか、よろしいですか。

私のほうから細かいところですが指摘させていただきます。

資料2-3ですが、これが計画となり外へ出ていくのですけれども、図表、グラフのところがこのまま出ていくと恥ずかしいかなという箇所がいくつかあります。例えば、4ページの図3ですが、平成28年度イノシシの生息状況分布図のところですか。おそらく多くの県民の方は、黒いところが生息確認した場所であろうと推測できるかとは思いますが、凡例がないので実はよくわかりません。欄外に凡例の記載をお願いします。

それから、例えば2ページの図2のグラフですが、横軸に平成のHや昭和のSが並んでいて、非常に見にくいので、数字だけにされたらいかがでしょうか。平成になったところでHと書けばよいので。5ページも同様です。全体を通して、もう一度確認いただいて、修正していただければと思います。内容的には、皆さんから特にご意見、ご質問はありませんのでこれで進めたいと思います。

それでは、他にご意見、ご発言がございませんので、この案件の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

本件につきましてはただいま委員の皆様からご意見いただきましたので、その部分については反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと思いますがそれではよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは字句の修正等については会長一任ということで、私に一任させていただいて、審議事項イの第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定についてはこのように答申をいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

平林議長

続きまして、報告事項アの「長野県環境エネルギー戦略の中間見直しの結果について」でございます。

長野県環境エネルギー戦略は、長野県地球温暖化対策条例第8条に規定をしております地球温暖化対策推進計画として平成25年2月に策定をしたものでございます。計画期間は平成25年から平成32年までの8年間ということでありまして、計画の5年目に当たる今年度は、政策等の中間見直しを行うということになっておりまして、昨年10月の審議会において、専門委員会がとりまとめた「中間見直しに係る意見書（案）」についてご説明をいただき、その内容について審議会として了承したところです。

本日は、「中間見直しに係る意見書」に沿って、環境部において具体的な施策について検討した内容をご報告いただけるとのことでございますので、幹事から説明をお願いします。

古川環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の古川でございます。私のほうから、環境エネルギー戦略の中間見直しの結果と、環境エネルギー戦略の進捗状況について報告をさせていただきます。

資料3-1をお願いします。ただいま平林議長からお話がありましたように、環境エネルギー戦略の中間見直しを実施いたしました。目的・経過でございますけれども、記載のとおりでございます。本計画と密接に関連する長野県総合5か年計画及び環境基本計画との連携及び整合を図るため、3に記載のとおり本審議会からご意見を頂戴し、実施をしたものでございます。

結果の内容については資料の3-2でご説明いたします。資料3-2をご覧ください。

資料の右側に、この度の中間見直しの概要を記載してございます。これまでの基本目標や施策体系、左側にございますけれども、これを維持するとともに、国内外の動向を踏まえまして、環境エネルギー戦略に当県の気候変動への適応計画としての位置づけをした上で、取組をより加速化するため、右側の以下の8項目の施策を追加したものでございます。

まず、第一に行動変容。実質的な行動変容につながる環境教育の支援などでございます。また②として、中小規模事業者の省エネルギー対策を重点的に支援する取組でございます。また、③といたしまして、環境エネルギーに配慮された建築物への改修を促すということで、既存建築物の改修効果の周知や広報、あるいはそういった簡易に診断する仕組みなどを新たに加えたものでございます。

また、④の交通まちづくりの取組ということで、自家用車に過度に依存しないまちづくりということでの市町村と連携した施策の追加をいたしました。

また、⑤といたしまして、節電などの最大電力需要の取組におきましては、電力需要の正確な把握に向けた研究を推進することを追加したものでございます。

また、⑥の地域主導の環境と調和したエネルギーの支援につきましては、収益納付型の補助金による支援のほか、新たに屋根上での太陽光のポテンシャルが分かるソーラーマッピングの公表・活用などを追加したものでございます。

さらに⑦の産業化施策としましては、省エネルギーや自然エネルギー事業を広い意味で支える分野の産業化の促進策を盛り込んだものでございます。

最後に、⑧の適応策につきましては、気候変動に伴う県内における気温上昇や集中豪雨などへの適応計画を推進するための施策を追加したものでございます。

ただいま申し上げました中間見直しの結果の詳細は、資料3-3で申し上げます。その中に、新たな総合5か年計画及び

環境基本計画と連動しまして、新たな施策に関連するSDGsのゴールのアイコンを記載させていただきました。

また、環境エネルギー戦略の中間見直しに当たっての現状分析を資料3-4としてお付けしてございます。

それでは次に、資料の3-5で、長野県環境エネルギー戦略の進捗と成果報告書についてご報告をさせていただきます。

これは、ただいまお話ございました、長野県地球温暖化対策条例の第9条第1項で「知事は地球温暖化対策推進計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けなければならない」と規定をしているものでございまして、本審議会に進捗及び成果の報告を申し上げているものでございます。

また、この内容は、ただいま説明をいたしました、中間見直しの資料3-4の現状分析とも共通の内容となっております。資料3-5でございますけれども、この数値でございますが、こちらにつきましては直近の公表データを使用しておりますが、国等のデータ公表状況によりまして、直近の年次が異なっているものがございます。その点についてご承知おきをいただきたいと思います。

また、2016年12月に指標の数値の算出に用いる「都道府県別エネルギー消費統計」が過去に遡って大幅に改訂されているため、それに伴いまして、本資料におきましても基準データは遡って修正をさせていただきます。その上でご説明をさせていただきますと思います。

まず資料の2頁をご覧ください。こちらについては、2016年度の総括でございます。内容については後ろの頁でご説明を申し上げます。資料の4頁をご覧くださいと存じます。

目標の進捗状況でございますけれども、基本目標は、「持続可能で低炭素な環境エネルギー社会をつくる」ということですが、その評価ということで、県内の総生産と県内温室効果ガス総排出量を表とグラフで示しております。こちらで上のグラフを見ていただきますと、2010年の数値を100とした推移で表しますと、県内総生産、県内の温室効果ガスの排出量がそれぞれ、経済が成長しつつ、温室効果ガスの排出量とエネルギー消費量の削減が進む「デカップリング」が進んでいることがこのグラフから見ていただくことが出来るかと思えます。

ちなみに、参考としまして、下のグラフでございますけれども、2001年度を100として全国との比較をするために、同様のグラフを掲載させていただいてございます。

県内のグラフは、2010年度の二酸化炭素の排出係数に固定して評価をみておりますけれども、全国との比較においては排出係数の固定したものが出ておりませんので、それぞれの年度の排出係数によるグラフということでご覧をいただければと思います。

それから5頁をお願いいたします。個別目標の関係でございますが、それぞれ県内温室効果ガスの排出量の目標については表に記載のとおりでございます。中ほど、①のグラフに総排出量の推移が記載してございます。それぞれ温室効果ガスにつきましては、2010年度以降減少傾向でございますが、業務部門におきましては微減、特に、下の②のグラフでご覧いただけますように、宿泊・飲食サービス業と医療・福祉部門で、それぞれ9.6%、6.0%の増となっているものでございます。

それから6頁につきましては、実排出係数による温室効果ガス総排出量の推移でございます。④のグラフで、棒グラフでご覧いただきますと、県内の温室効果ガスの排出量は、各部門で減少、業務部門はやや横ばいでございますけれども、ほぼ減少している状況が全国との比較でご覧いただくことができるかと思っております。

7頁をお願いいたします。最終エネルギー消費量でございます。直近の確定値である2014年度は、19万TJで前年度から微減でございます。特に②のグラフをご覧いただきますと、エネルギー種別では、電気の減少量が大きくなっているものでございます。

さらに内訳をご覧いただきますと、②のグラフで特に部門別をご覧いただきますと、産業部門では大きく減少しております。電気も熱も減少しておりますけれども、業務部門におきましては、電気は減少しているものの、熱が増加している。また家庭部門においては、熱は減少しておりますけれども、電気が増加しているという状況をご覧いただけるかと思っております。

8頁をお願いいたします。最大電力需要の推移でございます。

本県は、寒冷地のために冬季に最大電力需要が高い状況にございますけれども、2010年度以降、最大電力需要についてはほぼ横ばいという状況でございます。これにつきましては、特に太陽光発電の影響など最大電力需要の把握に課題があるということでございまして、2016年度の数値につきましては、表の下に記載をしておりますが、20センチ以上積雪のあった地域の太陽光発電量を0として推計し、算出したものでございます。

9頁をお願いいたします。自然エネルギーの導入量でございますけれども、2016年度は15,254テラジュールで、基準年度に対して36.1%の増ということでございます。

エネルギー消費量で見るエネルギー自給率は一番下のグラフにございますけれども、8.0%となっております。固定価格買取制度の導入などによる太陽光発電による急激な増加が要因となっているものでございます。

10頁につきましては、自然エネルギーの発電設備容量でございます。既存の小水力発電を除く自然エネルギーの発電設備容量は、2016年度で103万4千キロワットでございまして、基準年度に比

べると 975%の増となっております。

それから 11 頁、飛びまして 12 頁からは、平成 28 年度の主な成果でございますが、主な点だけ申し上げます。

12 頁では、産業・業務部門の取組ということでございまして、事業活動の温暖化対策計画書制度の取組によりまして、棒グラフのところの記載でご覧いただけますように、対象事業者、斜線をしているところがございますけれども、全体と比べまして温室効果ガスの削減が大きくなっているところをご覧いただけます。

それから 14 頁、家庭部門の取組でございます。家庭の省エネサポート制度につきましては、県内のエネルギー供給事業者の皆様のご協力をいただいて、家庭に対して省エネアドバイスをやっているところがございます。記載のとおり延べ 99,613 件のアドバイス等を実施いただきました。

また、15 頁をお願いします。

建築部門の取組でございますけれども、こちらにつきましては、建築物の環境エネルギー性能検討制度や自然エネルギー導入検討制度の運用によりまして、15 頁のあたりのところに記述してございますけれども、省エネルギー基準への適合率が 81.7%、自然エネルギー設備の導入率が 37.3%など、この検討制度が効果を上げているということで考えています。

16 頁以下につきましては、自然エネルギーの普及拡大についての取組の記載でございます。1 村 1 自然エネルギープロジェクトなど、記載の取組により、自然エネルギーの導入促進を図ったものでございます。

また、17 頁、18 頁は、それぞれの種別ごとの状況を記載したものでございます。19 頁をご覧ください。19 頁では、廃棄物対策ほか、総合的な取組の記載をしたものでございます。

20 頁以下に、それぞれの政策の進捗状況を記載させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平林議長

ただいまのご説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。中間見直しということで、ご説明いただいた現状を踏まえてをお願いします。

大和田委員

今ご説明いただいた 14 頁の家庭の省エネサポート制度ですが、99,613 件の省エネアドバイスをされたということで、右肩上がりにアドバイスが進んでいるのは大変すばらしいなと思いました。一方で前の方のデータで家庭のエネルギー消費が減らないというか微増しているという話がありました。実際にアドバイスを受け

たご家庭がアドバイス前と後でエネルギー使用量が減っているのかどうかという効果測定は、この事業ではされているのでしょうか。

古川課長

ただいま家庭の省エネアドバイス、省エネ対策の取組についてのご質問をいただきました。確かに家庭の省エネアドバイスについては、実施件数は増えている訳ですけれども、具体的な省エネにつなげるところが大変必要だと考えておりまして、今回、家庭部門に対しましても、家庭の省エネについての簡易診断を実施するような新たな施策を考えております。平成30年度、来年度の予算におきまして、家庭の省エネアドバイスにおいて簡易診断等を行って、それを見える化して、家庭の皆さんに具体的な省エネを促すようなそういった施策化を今計画しているところでございます。

平林議長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

才川委員

今のご意見にととても賛同するものだと思うんですけれども、資料3-4の17頁の現状における課題の分析というところで、本当にこのとおりの分析なのだなあと思うんですけれども、2番の県民の環境分野の行動変容についてということで、この間本当に色んな啓発活動とか、キャンペーン、イベント、県民運動といった様々な行動を行ってきて、本当に結果としても数値としても表れてきていると思うんですけれども、「しかしながら参加者が固定化される傾向にあり、必ずしも県民の幅広い層が参加しているわけではありません。また、一人ひとりの自発的な行動に変化を及ぼすまでの十分な成果が上がっているとは言い難い状況です。」と、本当にこの現状における課題の分析というのはとても言い表されているところだと思います。

今回のエネルギーの中間見直しの資料3-2のところでも、一番最初は、これ順番は関係ないかと思うんですけれども、上段のところ、エネルギー需要を県民の手でマネジメントするというのが一番上に来ていますし、中間見直しにより追加した施策の中でも行動変容というところが一番に挙げられています。

ですので県の中でもこういったところに注目されて、県民一人ひとりが変わっていくのが必要なんだというふうに謳われていると思うんですけれども、色々なことをする中で、計画はしているんだけど、一番は県民一人ひとりがこういった行動に移っていかないと、こういう環境分野というのは、環境分野だけではないかと思うんですけれども、なかなか進んでいくのは難しいのかなと思うので、もっとやっぱり、啓発というか普及というか、行動につながるようなものが必要なのではないかなというところは常に思っています

古川課長	<p>ので、そのこのところもまた少々気を付けていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。ただいまのご指摘、これまでご検討をいただいたり、ご意見をいただいた中で、実践的な行動変容を促すことが本当に必要だというふうに考えております。そういった意味で、新たに追加する施策、資料3-2の中でも、③の既存建築物の部分におきましても、既存建築物の省エネルギーの関係について、それを見える化してご検討いただくような、そういった行動変容を促すような仕組みを新たに取り入れていきたいというふうに考えておりました、様々なそういったツールを使って、行動を促してまいりたいと考えております。</p>
平林議長	<p>はい、ありがとうございます。他いかがでしょう。中村委員さんどうぞ。</p>
中村委員	<p>今のことに関してなんですけど、よく中電様でカテエネということで、家庭のエネルギーのデータというのは結構、うちも入っているんですけども、その中で色んなものがあるので、そういう中電さんとかも利用して調べていくっていうのは一つの手かなと思うんですけど、それも含めてまた進めていっていただければと思います。</p>
平林議長	<p>というご意見です。よろしく願います。他いかがでしょうか。打越委員さんどうぞ。</p>
打越委員	<p>中間見直しそのものではないんですけども、各委員の先生方のご意見を伺って、県民一人ひとりの行動変容という話、家庭の省エネという話がでてきたと思うんですが、家庭の電力消費量って、景気動向とかライフスタイルによって全く違う、どんなに省エネを意識していても、家に滞在する時間が長くなれば、自動的にエネルギーの消費量は増える。例えば、団塊の世代がいよいよ定年を迎えて、会社に行かないで家にいる時間が増えたということであれば、自動的に消費量って上がると思うんですよね。そういうライフスタイルの変化、単に意識をどんどんしていればみんな省エネできるかというところもそういうものでもないかなと思いますし、また会社には行かなくなったから家に引きこもって家にただ居るんじゃないで、ウォームシェアとかクールシェアで、外の公民館に行きましょうとか、図書館に行きましょうって呼びかけていけば、定年した方も家に引きこもらないかもしれないですが、そうなってくると今度は交通部門、バスとかそういうものが充実していなければ、</p>

ウォームシェアに行きましょうと言って自家用車に乗って出かけることになると思うんですね。

そういう意味では、省エネの行動変容っていうのはとても意識がけが大事であるとともに、エネルギーの消費量というのは一つの側面だけを見て成果が上がった、下がったというふうに評価をしてはならないのではないかと、むしろ、それが行動に伴って減っていったらもちろんいいんですけども、そういう広い因果関係や社会的なつながりを想起して、行政職員の側も人々に訴えかけていく、あるいは他の部局に、例えば団塊の世代が定年を迎えてこういうご時世で、かつエネルギーを考えていただくには、こういう仕掛けが必要なんだと、環境の観点からも協力して欲しいというふうに、ネットワークで呼びかけていくことが私は大事なんじゃないかと思います。見直しそのものではないのですけど。

平林議長

はい、幹事から一言何かあればどうぞ。

古川課長

ありがとうございます。まさにエネルギーの関係については、ライフスタイルもそうですし、まちづくり全体等と深くつながっているということで、今回の中間見直しにおきましても、交通まちづくりという表現をしておりますけれども、これまちづくりそのもの、暮らし方というところと連携している取組につなげていきたいということでございます。ご意見ありがとうございます。

平林議長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。備前委員さんどうぞ。

備前委員

最近の考え方で、資料3-2の中間見直しにより追加した施策の、先程の既存建築物の環境エネルギーに配慮したという形で、国が進めているZEH（ゼッチ）というのですか、3省、国交省と環境省と経産省ですか、という考え方に乗っかっていくような形になっていくのか、省エネと、私も注目しているのが蓄電とか蓄熱ですか、をご家庭に、住宅にくっつけた形でですね、こういうのが必要になってくるというのと、また別分野なんですけど、わりと長野県は災害が多いものですから、そういうところでの対応としての考え方がここに出てきているのか、その辺とですね。あと最近やっぱり、資料3-4の18頁の7のところになってくるのか、産業分野というところでRE100ですか。再生可能エネルギーに基づいて、かなり融資的に、世界的に、エネルギーはそういった方向で賄っていくという企業を増やしていくというのも大事ではないかなと思うのですけど、その辺の考え方もここには入ってくるのかいかがでしょう。

古川課長	<p>今2点お話をいただきました。既存建築物の省エネの関係につきましては、ZEHと言われているものについては、その家で使うエネルギーをその中で賄うということで、再生可能エネルギーと省エネとセットで考えていくというところかと思えます。特に日本の場合には既存建築物であっても、省エネルギー基準は欧州などに比べるとまだまだ低いということもあろうということもありますので、それをより省エネ性能の高い住宅あるいは建物にしていくことでより高い効果が得られるというふうに思いますし、またそこにソーラーマッピングなどと連携してですね、蓄電池を導入することによって、災害時にも耐えられるというようなことで、様々な施策を総合的に、今、仰られたような方向性に促していくことを考えております。</p> <p>また、産業化につきましては、まず産業化の中で環境エネルギー分野でそういった地域の活性化につながるような産業化を促そうということで産業化は位置付けておりますけれども、また一方で、地域の再生可能エネルギー100%ということで基本計画等の中にも記載をさせていただいております。そういう中では企業さんのところでも、そういったRE100につながるような取組を県内の企業さんがやっていたくようなことを、全体として促していくことが必要かと考えております。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他にご質問等がなければ、ご報告いただいた施策について、県においてしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項イの「平成29年版長野県環境白書について」でございます。</p> <p>長野県環境白書については、第三次長野県環境基本計画において、計画に基づく施策の進捗状況について、白書において公表し、当審議会に報告することとされております。</p> <p>それでは説明をお願いいたします。</p>
高野課長補佐兼企画経理係長	<p>環境政策課の高野と申します。私から、平成28年度に県が講じた環境保全に関する施策の状況等をまとめた平成29年版長野県環境白書につきましてご報告いたします。別冊の長野県環境白書概要版をご覧ください。</p> <p>環境白書につきましては、長野県環境基本条例第11条において、「知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。」とされており、この規定により毎年作成しております。</p>

また、第三次長野県環境基本計画においては、施策の進捗状況について、当審議会へ報告することとしておりますので、環境基本計画に定めている各指標の動向を合わせてご説明いたします。

表紙を開いていただき、1ページをご覧ください。平成28年度の環境関係施策体系でございます。主要施策として、「参加と連携による環境保全」、以下5本の柱立てをしております。それぞれの施策に関する主要事業は右側に記載のとおりでございます。

続いて、2ページの上段をご覧ください。平成28年度に実施した特徴的な事業として、3つの項目を記載しております。1つ目の「自然エネルギー発電事業の普及拡大」につきましては、企業局が固定価格買取制度で得た利益を活用し、地域主導型の自然エネルギー発電事業に対して支援を行う収益納付型補助金制度などについて、記載しております。2つ目の「諏訪湖の貧酸素化対策」につきましては、平成28年7月に発生した諏訪湖のワカサギの大量死の要因の一つともされる貧酸素化について記載しております。3つ目の「ライチョウの保全対策」につきましては、平成28年10月に大町市で開催した「ライチョウサミット」などについて記載しております。以上、特徴的な事業について申し上げます。

次に、先ほどご覧いただいた施策体系の5本の柱ごとに各施策をご説明いたします。2ページの下段をご覧ください。「参加と連携による環境保全」につきましては、「県民総参加による環境保全活動の推進」として、「信州豊かな環境づくり県民会議」及び「同地域会議」における環境活動の支援や信州環境フェアへの参画を行いました。また、環境教育・環境学習としては、「こどもエコクラブ」等の子どもたちの環境学習の支援や、環境保全研究所等における各種講座等を実施いたしました。「参加と連携による環境保全」というタイトルの下に、環境基本計画で定めている2つの指標について記載がございしますが、いずれも順調に推移しております。続いて3ページをご覧ください。「地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進」につきましては、本県においても、年平均気温が右肩上がりの傾向を示しております。部門別のエネルギー消費量の推移を見ると、平成2年度と比べて、産業部門以外は依然高い水準にあります。また、温室効果ガスの排出量についても、平成25年度と比較して、0.8%の増となっております。このため、県では、「家庭の省エネサポート制度」などにより、徹底した省エネ対策を進めております。また、「自然エネルギー地域発電推進事業」などにより、自然エネルギーの普及拡大に取り組んでおります。指標の動向につきましては、温室効果ガスの総排出量については、家庭部門、業務部門で増加しており、進捗評価は、努力を要するとなっております。最終エネルギー消費量につきましては、電気については、削減が順調に推移していますが、熱及び運輸燃料については、更なる努力

が必要となっております。最大電力需要につきましては、冬季において、更なる努力が必要となっております。自然エネルギー導入量以下、3つの再生可能エネルギー関連指標は、順調でございます。

続いて4ページをご覧ください。「循環型社会の形成」につきましてご説明いたします。始めに、一般廃棄物対策につきまして、平成27年度における県民1人1日当たりのごみ排出量は836gとなり、2年連続で、「ごみ減量 日本一」になっております。「ごみ減量 日本一」の継続とともに、しあわせ信州創造プランの目標である「ごみ排出量800g以下」を目指し「”チャレンジ800”ごみ減量推進事業」を実施しました。事業の具体的内容として、食べ残しを減らす取組を行う協力店の募集や啓発活動などを実施しております。ページ上部の指標の動向をご覧ください。一般廃棄物排出量については、先ほど申し上げましたとおり「2年連続日本一」でございますが、意欲的な目標設定となっているため、進捗評価は努力を要するとなっております。次に、産業廃棄物対策につきましては、ページの上の方にある指標をご覧ください。2つ目の産業廃棄物総排出量をご覧ください。目標値の436万3千トンに対して、452万9千トンと、下水道普及に伴う汚泥の増により、既に目標を超過しており、努力が必要でございます。

一方で、ページの中段の廃棄物処理対策の処理業者による処理実績は、約268万トンで、前年比1.8万トン減少しております。総排出量が増加しているにもかかわらず、業者による処理数量が増加していない要因として、下水道施設における汚泥の自家処理が考えられるところであります。

続いて5ページをご覧ください。「水環境保全」につきましてご説明いたします。水質の常時監視につきましては、水環境の現状として、環境基本計画の指標である河川のBODは概ね良好でございますが、湖沼のCODの環境基準達成率は、40.0%であり、目標達成には至っていない状況でございます。地下水については、測定地点67地点のうち、環境基準超過は2地点で目標達成状況は、順調でございます。汚染源対策につきましては、事業所の排水対策として、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、公害の防止に関する条例に基づく立入検査を実施し、改善指導を行っております。また、生活排水対策につきましては、県内の下水道等の整備状況は、平成28年度末時点の汚水処理人口普及率は、97.6%と全国6位となっております。各指標の動向については、記載のとおりでございます。

続いて6ページをご覧ください。「大気環境保全・有害化学物質対策」につきまして、始めに、大気の常時監視について大気環境の現状として、光化学オキシダントを除いて、一般環境大気の大気環境基準を達成しています。なお、光化学オキシダントの大気環境基準は厳格

に設定されており、全国的にも環境基準を達成している団体はございません。汚染源対策につきましては、法や条例に基づき工場等に対する立入検査や指導等を行っております。自動車交通騒音の評価につきましては、県と19市により、自動車交通騒音の評価を行っています。ページ上段指標の動向の3番目にあります進捗評価は順調でございます。

最後に7ページをご覧ください。「自然環境の保全」につきまして、生物多様性の確保として、県では、指定希少野生動植物等の指定を行っており、平成29年4月現在の指定の状況は表に記載のとおりでございます。また、市民団体と企業や学校等が協働して生物多様性の保全活動を行う「人と生きもの パートナーシップ推進事業」を実施しており、平成28年度は、企業や市民団体等と、資金やマンパワーの提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を新たに3件締結しております。このほか、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指し、ハード整備・ソフト充実・体制づくりの3つの視点から自然公園を改革する「自然グレードアップ構想」を策定いたしました。各指標の動向については、いずれの進捗評価も順調となっております。説明は以上でございます。

平林議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、情報提供ということでご承知願います。

続きまして、報告事項ウの「平成30年度環境部及び林務部の当初予算（案）の概要」でございます。

初めに環境部、続いて林務部の順に、幹事から説明をお願いします。

鈴木課長

環境政策課長の鈴木でございます。私からは平成30年度環境部関係の当初予算案につきまして説明をさせていただきます。

資料4-1をお願いいたします。まず1の予算の総額でございますけれども、環境部の平成30年度当初予算案につきましては、一般会計で52億4,300万円余、それから流域下水道事業費特別会計で102億6,000万円余の予算となっております、いずれも前年度に比べて減額となっております。

2の予算案のポイントをお願いいたします。平成30年度予算案ですけれども、次期総合5か年計画それから第四次長野県環境基本計画に基づきまして、脱炭素社会の構築や生物多様性・自然環境の保全と利用など環境施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、本県の豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、県民の確かな暮らしの実現をするための予算としております。

次に2ページをお願いいたします。2ページが環境部の事業体系でございます。

資料の左から3列目でございます。施策の柱とありますけども、これは第四次長野県環境基本計画の6つの柱に沿って整理をしております。持続可能な社会の構築、脱炭素社会の構築、生物多様性・自然環境の保全と利用、水環境の保全、大気環境等の保全、循環型社会の構築の6つの柱がございまして、その右側に平成30年度の主要事業を記載をしております。この中の㊦と㊧が新規・拡充でございますけど、そこに掲載してある事業を中心に説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。まず一番上、信州環境カレッジ事業でございます。この事業は、県民の環境保全に関する意識の向上を図るため、県内の環境に関する講座情報を一元化をしまして発信して県民が受講しやすい環境を整備するとともに、環境教育の機会を提供する団体等の活動を支援するものでございます。ポツにありますように、専用ウェブサイトの新設ですとか、講座提供者に対する支援、受講者に対する単位付与などによりまして、環境教育を全県で推進してまいります。

2番目の県有施設省エネ化推進事業でございます。こちらは、県が率先して省エネルギー化に取り組むために、(新)と書いてございますけども新たに障がい者福祉センターにESCO事業を導入するほか、照明のLED化ということで消防学校ほか54施設で新たに照明LED化に取り組んでまいります。

3番目が建築物の省エネ改修サポート制度運営事業でございますが、既存建築物の省エネ改修の検討を促すために、建築物の省エネ性能の簡易診断ツールの作成、また、住宅等の状況調査を行う事業者と連携した省エネ性能の簡易診断の実施を行ってまいります。

4番目が信州エネルギーマネジメント支援事業でございます。CO2の削減余地が見込まれる中小規模事業所の省エネ対策を進めるために、新たに専門家による中小規模事業を対象とした省エネ診断を実施するとともに、事業者の省エネ状況を比較できるベンチマークの作成を進めてまいります。

4ページをお願いいたします。5番目が新規事業で信州の屋根ソーラー普及事業でございます。建築物の屋根への太陽光発電等の設備の設置を促すために、太陽光発電や太陽熱利用のポテンシャルを「見える化」するソーラーマッピングを構築するとともに、県有施設の屋根貸しによる太陽光発電の取組拡大をしております。

6番目が新規事業で流域下水道下水熱概略ポテンシャルマップ作成事業でございます。現在未利用であります下水熱の普及拡大を図るため、流域下水道管路の下水熱潜在量などを示したマップを作成してまいります。

7番目が新規事業で信州ネイチャーセンター構築事業でございます。豊かな自然とふれあう機会を増やすため、「ネイチャーセンター基本方針」を策定するほか、自然保護センターごとの検討会によりまして利用者目線の具体的活用策を決定してまいります。

8番目が魅力ある自然公園づくり事業でございます。県内の美しい自然環境の保全と利用を図るため、(新)でございますが、県立自然公園等の活用検討のための基本コンセプト及び実現手法の調査、検討を実施してまいります。

5ページをお願いいたします。9番目が諏訪湖環境改善事業でございます。人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖づくりを目指しまして、(新)でございますが、諏訪湖の底層溶存酸素量の水域類型指定のための調査を行うとともに、「諏訪湖環境研究センター」(仮称)でございますが、設置の検討を進めてまいります。

10番でございますが、資源循環システム構築事業でございまして、「ごみ減量日本一」を継続していくため、(新)で、地域循環圏の形成に向けた研修会等の開催、また、テレビCMや新聞広告など、様々な媒体を活用した啓発を実施してまいります。

以上が環境部平成30年度の主だった事業でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長

資料4-2をお願いします。

1から3ページは林務部全体の資料となりますので、またご覧いただければと思います。それでは4ページをご覧下さい。

林務部全体の施策の体系ですが、中段の「命をはぐくむ県づくり」の中の「⑥森林病虫害や野生鳥獣被害対策の推進」に「野生鳥獣総合管理対策事業」として位置付けています。

また、「自治の力みなぎる県づくり」「人をひきつける快適な県づくり」の中の「⑧木や森と人とのつながりの再生・創造」にも「野生鳥獣総合管理対策事業」を再掲として位置付けるとともに、「信州ジビエ総合振興対策事業」を位置付けています。

次のページをお願いします。「野生鳥獣被害対策関連事業の一覧」です。

被害防除のための対策から人材育成、生息状況調査、生息数管理のための捕獲対策、捕獲したニホンジカの有効利用のためのジビエ振興対策までの各種対策を部局横断で、総額6億7千9百万円余の予算を要求しております。

次のページをお願いします。当室関係の予算要求の体系を説明させていただきます。

下から2つ目の枠の中、(新)とあります「高度捕獲技術者育成事業」でございます。警戒感が高まって近年獲れなくなってきたス

	<p>レジカへの対応、また、生息密度の低い高山帯での捕獲に対応できる、高いレベルの捕獲技術者の育成に向けた検討を来年度始めたいと考えておりました、予算要求させていただいております。</p> <p>また、一番下の枠の中、「信州ジビエ流通体制整備」につきましては、捕獲から消費までのサプライチェーンをしっかりと回していくため、新たにコーディネーターを委嘱したいと考えています。</p> <p>7ページ以降はそれぞれの詳細となります。</p> <p>当審議会に関係の深い、鳥獣保護区の実地管理や特定鳥獣保護管理計画の関係の調査、来年度はカモシカの調査の予定ですが、それらのペーパーとなります。</p> <p>また後ほどご覧いただければありがたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございました。こちらにつきましても情報提供ということでご承知願います。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>本日の審議会は本年度最後となります。来年度、平成30年度の環境審議会につきましては、改めて日程を調整させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは以上で平成29年度第7回環境審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p>